

通所系のサービスにおける利用日数の現状等について

令和8年7月22日

第1回障がい福祉サービス等における支給決定等のあり方検討会議

現状と課題

- 日中活動サービス等については、① 事業運営の理由又は ② 心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、障がい児通所支援については、障がい児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとされている（利用日数の特例）
- 本市では、サービス利用者の増加に比して、原則日数を超える支給決定者も伸び、就労継続支援B型では、その伸びが顕著であり、一部ではあるが、事業所が利用者に対し、「1日来たら〇〇円」と謳い、前述②を理由とした支給申請を行うよう不適切な誘因を行っている可能性がある
- また、複数か月にわたり、1人の利用者が1つの事業所で31日（暦日数の全日）利用したとして、給付費を請求している事業所も見受けられ、個別事情を踏まえ必要性のある支援もある一方で、例えば就労継続支援の場合、利用者が休日なしに就労訓練を続けることは心身への負担からも適切な支援とは言い難い実態もあり、利用日数の特例については、必要な人に適切な給付と良質なサービスを確実に届けるための取組が重要

【主なサービスにおける原則日数を超える状況】

	生活介護	就労継続支援A型	就労継続支援B型	児童発達支援	放課後等デイサービス
支給決定者総数	8,158人	5,581人	25,689人	7,152人	15,533人
うち、原則日数を超える支給決定者の割合	28.1%	7.2%	38.9%	25.9%	39.2%
うち、原則日数を超える利用者の割合	14.1%	3.4%	25.1%	7.1%	9.4%

※ 詳細は、参考5～9ページを参照



今後の方向性

- 今後、利用者の心身の状況等にも十分に考慮したうえで、支給決定の手続きの透明性・公平性を確保していく観点から、原則日数を超える支給決定等のあり方の見直しの検討を進める

通所系のサービスにおける原則日数を超える場合の支給決定の取扱い

1 支給決定時に確認する書類

- (1) 日中活動等サービス・・・利用日数の特例に係る申立書
- (2) 障がい児通所支援・・・障がい児支援利用計画（案）

- ※ 日中活動サービス等について、心身の状態が不安定である等により特に支援が必要である場合は、右記の申立書において、特例の必要性、事業所意見について記載を求め、希望利用日数の決定の可否を判断
- ※ 障がい児通所支援については、障がい児支援利用計画（案）により必要があると認められる場合に支給量を決定
ただし、上限日数を超えて支給量を決定する必要がある場合は、原則、障がい児相談支援の対象者とする

2 現状と今後の検討調査等の方針（案）

次の現状、今後の検討調査等の方針（案）を踏まえ、原則日数を超える支給決定プロセスのあり方の見直しに係る方向性等についてロードマップを示していく

- ① 支給決定時において、
 - ・ 特例の必要性が認められるかの画一的な判断基準がない
 - ・ 原則利用日数を超える特例に合わせて、就労継続支援の在宅利用の申し立ても増えている
 - 今後の調査等の方針として、まずは実態を把握する
区保健福祉センター等へのヒアリング、申立書の理由の傾向分析、給付実績の詳細な分析
他都市事例調査、報酬改定の動向注視 など
- ② 特例日数について、
 - ・ 原則日数を超える利用（支援）を長期にわたり続けなければならない場合は、サービス内容と個別の理由にもよるが、個別支援計画作成に係るアセスメント及びモニタリングが適切に行われていない可能性がある。また、別のサービス利用等を促していくことが本人にとって必要かつより良い支援につながる可能性がある。
 - ・ 障がい児通所支援では、原則利用日数を超える場合について、原則、「障がい児相談支援」の対象者としているが、約2割がセルフプランとなっている。
特にセルフプラン対象者は、第三者の中立的かつ専門的な立場から支援内容を評価することができていない可能性がある。
 - 今後の調査等方針として、計画相談支援等の利用促進に向けた検討調査を実施する
（各サービスにおける特例日数のセルフプラン率は、5～9ページの「支給量と利用日数の状況」を参照）

記入例

利用日数の特例に係る申立書

令和元年 5月 1日

●● 区保健福祉センター所長



申請者	住 所 大阪市北区中之島 1-1-1	
	本人氏名 大阪 太郎	
届出者	届出者氏名 本人との関係：()	

下記の理由により、日中活動サービス等の利用日数に係る特例の適用を受ける必要がありますので、次のとおり申請します。

利 用 す る 事 業 所 名	名 称	大阪園
	所 在 地	大阪市北区中之島 1-1-2
	サ ー ビ ス 種 別	生活介護
事 業 所 連 絡 先	電 話 番 号	0 6 - 1 1 1 1 - 1 1 1 1
	F A X	0 6 - 2 2 2 2 - 2 2 2 2

理由（特例の適用を受ける必要性を記入してください）

現在、親と同居しながら大阪園に通っているが、障害の程度が重度であり、家族も高齢のため介助が現実的に難しい状況である。土曜日についても施設において支援を希望するため利用日数の特例を受けるべく申請するものである。

希望する1ヶ月の上限利用日数

※ 24～31日/月のいずれかの日数 26 日/月

事業所意見欄（事業所において上記内容についての意見を記入願います。）

行動障害が強く、介助及び見守りが必要。また、同居人が高齢のため介助が困難である。本通所施設に通うことにより、介助者の負担が減り、利用者の心身状況も安定すると思われる。

担当者 大阪 花子

ご意見をいただきたい項目等（日中活動等サービス）

- 原則日数を超える支給決定と利用が増える中、支援が必要な人に良質なサービスを確実に届けるため、現状・課題・論点・配慮すべき事項などを整理し、今後の検討調査等に反映するため、次の項目についてご意見をいただきたい。

項目	ご意見に当たっての補足
サービス種別に 特例日数利用が 必要な利用者像	「心身の状態が不安定である等により特に支援が必要」を理由に特例日数によるサービス利用が必要な利用者像（対象サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）
原則日数が限度（特例） であることの周知と理解	- 事業者や利用者本人・家族等への周知・理解促進のための方策 - 適切な意思決定支援と不適切な誘因を減らす方策
支給決定時の審査の 強化と配慮事項 など	- 原則日数を超える支給決定等のあり方の見直しにあたっての留意点（基準の明確化や審査の強化、配慮すべき事項、経過措置など） - 原則日数を超える支給決定時における計画相談支援の利用促進 など

ご意見をいただきたい項目等（障がい児通所支援）

項目	ご意見に当たっての補足
サービス種別に 特例日数利用が 必要な利用者像	「障がい児の状態等」に鑑み特例日数によるサービス利用が必要な利用者像 （対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援〔月2回〕）
原則日数が限度（特例） であることの周知と理解	- 事業者や利用者本人・保護者への効果的な周知・理解促進策 - 適切な意思決定支援と不適切な誘因を減らす方策
支給決定時の審査の 強化と配慮事項 など	- 原則日数を超える支給決定等のあり方の見直しにあたっての留意点 （基準の明確化や審査の強化、配慮すべき事項、経過措置など） - 原則日数を超える支給決定時について、本市要綱で「障がい児支援利用計画案により、妥当性が認められる場合に限る」としているが、約 2 割のセルフプランである保護者に対し、障がい児相談支援の利用が原則であることの理解 など （一方で、原則日数を超える支給決定に対して、利用実績との乖離がある対象者も多い）

■ 生活介護における「支給量と利用日数の状況」

【集計】 支給量

サービス種別	年月	人数 支給量	支給量				計
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定	
生活介護	令和5年3月	人数	539人	450人	4,918人	2,076人	7,983人
		構成比	6.8%	5.6%	61.6%	26.0%	100.0%
	令和6年3月	人数	547人	446人	4,850人	2,107人	7,950人
		構成比	6.9%	5.6%	61.0%	26.5%	100.0%
	令和7年3月	人数	586人	439人	4,844人	2,289人	8,158人
		構成比	7.2%	5.4%	59.4%	28.1%	100.0%
増減		人数	47人	▲ 11人	▲ 74人	213人	175人
		増加率	+8.7%	▲ 2.4%	▲ 1.5%	+10.3%	+2.2%

うち、
31日の支給決定者 399人
31日の利用者 93人
※R7.3の状況

【集計】 支給量に対する利用日数

サービス種別	サービス提供年月	利用量	支給量				計	構成比
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定		
生活介護	令和7年3月	当月利用なし	232人	109人	671人	106人	1,118人	13.7%
		1～11日利用	354人	170人	536人	66人	1,126人	13.8%
		12～22日利用		160人	2,493人	731人	3,384人	41.5%
		23日利用			1,144人	234人	1,378人	16.9%
		24日～28日利用				999人	999人	12.2%
		29日～31日利用				153人	153人	1.9%
		計	586人	439人	4,844人	2,289人	8,158人	100.0%
	うちセルフプラン対象者	100人	82人	1,406人	337人	1,925人	23.6%	
(計画相談等利用率)			82.9%	81.3%	71.0%	85.3%	76.4%	76.4%
(セルフプラン率)			17.1%	18.7%	29.0%	14.7%	23.6%	23.6%

■ 就労継続支援A型における「支給量と利用日数の状況」

【集計】支給量

サービス種別	年月	人数 支給量	支給量				計
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定	
就労継続 支援A型	令和5年3月	人数	2人	32人	4,687人	397人	5,118人
		構成比	0.0%	0.6%	91.6%	7.8%	100.0%
	令和6年3月	人数	5人	21人	4,784人	418人	5,228人
		構成比	0.1%	0.4%	91.5%	8.0%	100.0%
	令和7年3月	人数	3人	34人	5,142人	402人	5,581人
		構成比	0.1%	0.6%	92.1%	7.2%	100.0%
増減		人数	1人	2人	455人	5人	463人
		増加率	+50.0%	+6.3%	+9.7%	+1.3%	+9.0%

うち、
31日の支給決定者 1人
31日の利用者 0人
※R7.3の状況

【集計】支給量に対する利用日数

サービス種別	サービス 提供年月	支給量 利用量	支給量				計	構成比
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定		
就労継続 支援A型	令和7年3月	当月利用なし	0人	15人	1,712人	43人	1,770人	31.7%
		1～11日利用	3人	4人	308人	9人	324人	5.8%
		12～22日利用		15人	2,441人	126人	2,582人	46.3%
		23日利用			681人	32人	713人	12.8%
		24日～28日利用				192人	192人	3.4%
		29日～31日利用				0人	0人	0.0%
		計	3人	34人	5,142人	402人	5,581人	100.0%
	うちセルフプラン		1人	26人	3,174人	243人	3,444人	61.7%
(計画相談等利用率)		66.7%	23.5%	38.3%	39.6%	38.3%	38.3%	
(セルフプラン率)		33.3%	76.5%	61.7%	60.4%	61.7%	61.7%	

■ 就労継続支援B型における「支給量と利用日数の状況」

【集計】支給量

サービス種別	年月	人数 支給量	支給量				計
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定	
就労継続 支援B型	令和5年3月	人数	240人	502人	10,263人	4,283人	15,288人
		構成比	1.6%	3.3%	67.1%	28.0%	100.0%
	令和6年3月	人数	267人	543人	12,348人	6,421人	19,579人
		構成比	1.4%	2.8%	63.1%	32.8%	100.0%
	令和7年3月	人数	304人	659人	14,737人	9,989人	25,689人
		構成比	1.2%	2.6%	57.4%	38.9%	100.0%
増減		人数	64人	157人	4,474人	5,706人	10,401人
		増加率	+26.7%	+31.3%	+43.6%	+133.2%	+68.0%

うち、
31日の支給決定者 259人
31日の利用者 114人
※R7.3の状況

【集計】支給量に対する利用日数

サービス種別	サービス 提供年月	支給量 利用量	支給量				計	構成比
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定		
就労継続 支援B型	令和7年3月	当月利用なし	107人	161人	3,372人	1,295人	4,935人	19.2%
		1～11日利用	197人	177人	1,620人	265人	2,259人	8.8%
		12～22日利用		321人	7,135人	1,471人	8,927人	34.8%
		23日利用			2,610人	507人	3,117人	12.1%
		24日～28日利用				6,324人	6,324人	24.6%
		29日～31日利用				127人	127人	0.5%
		計	304人	659人	14,737人	9,989人	25,689人	100.0%
	うちセルフプラン		88人	223人	6,726人	5,326人	12,363人	48.1%
(計画相談等利用率)		71.1%	66.2%	54.4%	46.7%	51.9%	51.9%	
(セルフプラン率)		28.9%	33.8%	45.6%	53.3%	48.1%	48.1%	

■ 児童発達支援における「支給量と利用日数の状況」

【集計】 支給量

サービス種別	年月	人数 支給量	支給量				計
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定	
児童発達 支援	令和5年10月	人数	418人	786人	3, 245人	1, 536人	5, 985人
		構成比	7. 0%	13. 1%	54. 2%	25. 7%	100. 0%
	令和6年10月	人数	436人	836人	3, 676人	1, 739人	6, 687人
		構成比	6. 5%	12. 5%	55. 0%	26. 0%	100. 0%
	令和7年10月	人数	389人	846人	4, 062人	1, 855人	7, 152人
		構成比	5. 4%	11. 8%	56. 8%	25. 9%	100. 0%
増減		人数	▲ 29人	60人	817人	319人	1, 167人
		増加率	▲ 6. 9%	+7. 6%	+25. 2%	+20. 8%	+19. 5%

うち、
31日の支給決定者 669人
31日の利用者 18人
※R7.10の状況

【集計】 支給量に対する利用日数

サービス種別	サービス提供年月	利用量	支給量				計	構成比
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定		
児童発達支援	令和7年10月	当月利用なし	95人	119人	523人	91人	828人	11.6%
		1～11日利用	294人	526人	1,724人	295人	2,839人	39.7%
		12～22日利用		201人	1,715人	863人	2,779人	38.9%
		23日利用			100人	101人	201人	2.8%
		24日～28日利用				435人	435人	6.1%
		29日～31日利用				70人	70人	1.0%
		計	389人	846人	4,062人	1,855人	7,152人	100.0%
	うちセルフプラン	327人	658人	2,874人	329人	4,188人	58.6%	
(障がい児相談支援利用率)			15.9%	22.2%	29.2%	82.3%	41.4%	41.4%
(セルフプラン率)			84.1%	77.8%	70.8%	17.7%	58.6%	58.6%

■ 放課後等デイサービスにおける「支給量と利用日数の状況」

【集計】 支給量

サービス種別	年月	人数 支給量	支給量				計
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定	
放課後等デイサービス	令和5年10月	人数	694人	1,228人	5,671人	4,795人	12,388人
		構成比	5.6%	9.9%	45.8%	38.7%	100.0%
	令和6年10月	人数	663人	1,312人	6,415人	5,441人	13,831人
		構成比	4.8%	9.5%	46.4%	39.3%	100.0%
	令和7年10月	人数	663人	1,405人	7,370人	6,095人	15,533人
		構成比	4.3%	9.0%	47.4%	39.2%	100.0%
増減		人数	▲ 31人	177人	1,699人	1,300人	3,145人
		増加率	▲ 4.5%	+14.4%	+30.0%	+27.1%	+25.4%

うち、
31日の支給決定者 2,239人
31日の利用者 71人
※R7.10の状況

【集計】 支給量に対する利用日数

サービス種別	サービス提供年月	支給量 利用量	支給量				計	構成比
			1～11日決定	12～22日決定	原則日数決定	特例日数決定		
放課後等デイサービス	令和7年10月	当月利用なし	296人	441人	1,937人	626人	3,300人	21.2%
		1～11日利用	367人	812人	3,305人	1,341人	5,825人	37.5%
		12～22日利用		152人	1,975人	2,376人	4,503人	29.0%
		23日利用			153人	292人	445人	2.9%
		24日～28日利用				1,257人	1,257人	8.1%
		29日～31日利用				203人	203人	1.3%
		計	663人	1,405人	7,370人	6,095人	15,533人	100.0%
	うちセルフプラン	495人	921人	4,104人	1,030人	6,550人	42.2%	
(障がい児相談支援利用率)			25.3%	34.4%	44.3%	83.1%	57.8%	57.8%
(セルフプラン率)			74.7%	65.6%	55.7%	16.9%	42.2%	42.2%

○「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」
（平成18年9月28日障障発第0928001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）【抄】

1 対象サービス

支給量の決定について「原則の日数」を上限とする対象サービスについては、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)及び就労選択支援(以下「日中活動サービス等」という。)とする。

なお、複数の日中活動サービス等を組み合わせて支給決定する場合については、当該複数の日中活動サービス等の支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があること。(ただし、同一日に就労選択支援と他の日中活動サービス等を利用した場合の支給量は1日とする。)

2 利用日数の原則と例外

(1) 原則

一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」を限度とするものとする。

(2) 例外

① 日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間(以下、「対象期間」という。)において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。(就労選択支援を除く。)

② 平成18年3月現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、「原則の日数」を超えて利用している場合については、平成19年3月末日までは「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

③ 上記①及び②に該当しない場合であっても、**心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。**

○ 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（令和8年3月）【抄】

Ⅲ 通所給付決定／6 通所給付決定における留意事項

障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、障害児通所給付費等の通所給付決定に当たっては、以下について留意し、適切な運用に努めること。

① 障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行うものである。障害児通所給付費等の通所給付決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定すること。

② 主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。また、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける発達支援後の預かりニーズに対応する場合には、延長支援加算を活用すること。支給量は、通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要日数を定めることとしているが、**原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とすること。ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定すること。**

なお、原則の日数を決定する場合であっても、通所受給者証における支給量の記載等の取扱いについては、従前と同様であること。

Ⅲ 通所給付決定／1 通所給付決定の際の勘案事項

(1) 通所給付決定の際の勘案事項

① 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状態

② 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況

③ 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費等の受給の状況

※ 上記の①及び③については、支給の要否及び必要な量を適切に判断するための会議体を設置し、会議体での協議を踏まえて給付決定を行うことが望ましい。なお、会議体については、市町村審査会（障害者総合支援法第15条）等の活用や協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項）の事務局や構成メンバー等で新たに構成することが想定される。